

【実施要領第2条（用語の定義）関係】

Q 1. 週休2日（4週8休以上）の計算の考え方は？

A 1. 対象期間内における現場閉所日の割合（28.5%以上）で判断します。

計算例 現場閉所日26日÷対象期間90日

$\div 0.2888 \cdots$ （小数第2位を四捨五入）＝28.9%

なお、「月単位」の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとにおける現場閉所日の割合（28.5%以上）で判断します。

Q 2. 「対象期間」はいつからいつまでですか？

A 2. 対象期間は現場着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場完了日（後片付けを含む。）までの期間から、次の（1）～（4）の期間を除いた期間です。準備期間内に受発注者間協議によって設定してください。

（1） 年末年始休暇（7日間）、夏季休暇（4日間）：時期は限定していません。指定日数以内で適宜設定してください。

（2） 工場製作のみを実施している期間：工場製作の部材が完成しなければ、現場の施工ができず稼働していない場合は対象期間外です。現場の施工と並行して工場製作を行っている場合は対象期間になります。

（3） 工事全体を一時中止している期間

（4） 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間：一例として、対象工事現場の学校行事、地区行事等の影響でやむを得ない事情により現場作業を余儀なくされた期間で、発注者と受注者の協議による期間です。

Q 3. 「現場閉所」とは？

A 3. 週休2日工事における「現場閉所」とは、自社が受注した当該工事（同一敷地内の他者が受注した工事を除く）の現場において、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、建設機械の稼働及び作業員の労働を終日休止している状態を指します。

Q 4. 現場閉所日は、土日で確保しなければなりませんか？

A 4. 現場閉所日を土日に指定しているものではありません。対象期間内で平日及び土日も含めて4週8休以上の現場閉所を求めるものです。

[4週8休：8日／28日（28.5%）]

Q 5. 現場事務所で事務作業を行うだけであれば現場閉所とみなしてよいですか？

A 5. 現場閉所とはなりません。実施要領第2条の現場閉所にあるとおり、現場事務所での事務作業を含めて現場作業が無い状態を指します。

Q 6. 平日、悪天候で現場閉所し、主任技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類を作成した場合は、現場閉所として扱われますか？

A 6. 現場閉所日に本社で書類を作成した場合は、現行制度では現場閉所として扱うことは可能です。

Q 7. 現場閉所日には、会社（本社・営業所等）や他の現場も全て休む必要がありますか？

A 7. 週休2日工事における「現場閉所」については契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば現場閉所扱いとなります。

Q 8. 専門業者の作業員や日雇い作業員など、当該現場を閉所としたとしても、その日に別の現場で作業をした場合、現場閉所（現場休息）扱いとなりますか？

A 8. 現場閉所（現場休息）の対象となるのは、「現場単位」で考えるため、一作業員が別の現場で作業をしていたとしても、当該現場が閉所状態であれば現場閉所（現場休息）とみなします。

現時点では、現場単位（現場休息の場合は発注単位）での週休2日の取組を確認するものであって、作業員個人としての休日確保までを確認するものではないです。

Q 9. 午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所として扱えますか？

A 9. 実施要領第2条の現場閉所にあるとおり、一日を通して現場を閉所する日を現場閉所と定義しています。したがって、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

Q 10. 半日休工を2回行った場合、1日分の現場閉所日としてカウントできますか？

A 10. 1日を通して現場閉所がなされている場合に現場閉所としてカウントできるため、半日休工は現場閉所として認められません。

Q 11. 「現場閉所の扱いとみなされる作業」の定義は？

A 11. 巡回パトロールや台風等の自然要因による現場事務所での待機、建設機械のメンテナンス等、現場管理上必要な作業で本体工事の進捗UPに資するものでない作業を指します。

Q 12. 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められますか？

A 12. 降雨、降雪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。
なお、監督員にその旨を報告してください。

Q 13. 休日に現場見学会や社会貢献活動等を実施する場合には、現場閉所扱いとなりますか？

A 13. 現場見学会や社会貢献活動等の実施のみを行う場合については現場閉所扱いとなります。

Q 14. 大雪のため作業員による現場の除雪作業のみを行い、本体工事を行っていない場合は現場閉所扱いとなりますか？

A 14. 監督員と協議の上「現場保全や安全管理上必要な作業」として判断されれば現場閉所扱いとします。

Q 15. コンクリート打設に伴う養生のため散水を行うこと等は現場閉所扱いとなりますか？

A 15. 養生のために散水を行うことは、現場管理上必要な作業であり、現場閉所扱いとなります。

Q 16. 「月単位」の考え方は？

例えば1月10日から工事着手した場合、1月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。それとも2月10日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。

A 16. 上記の場合、1月10日から工事着手した場合、1月31日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土・日の合計数以上現場閉所としている場合において達成したとみなします。

なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

Q 17. 現場閉所日に交通誘導員を配置する必要がある場合、交通誘導員のみが現場で誘導している場合は現場閉所と認められますか？

A 17. 交通誘導員以外が作業を行っていないければ、現場閉所とみなします。

【実施要領第3条（対象工事）関係】

Q 18. 「対象工事」とは？

A 18. 以下の要件のいずれにも該当する工事から発注者が指定するものを対象とします。

(1) 施工に必要な作業日数が7日以上工事（後片付けを含む）

対象外の例）小規模な建築物・構造物の解体、撤去のみの工事及びポンプ等の部材の取り換えのみの修繕工事など

(2) 現場特性により施工時間又は施工方法に特に制約されない工事

対象外の例）関係機関や地元との協議、他工事との調整などが工程に大きく影響する工事など

(3) 緊急、災害等における応急復旧工事以外の工事

Q 19. 対象外工事として「現場特性により施工時間や施工期間に特に制約があると判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいいますか？

A 19. 地元調整や関係機関協議等により工事の作業時間や期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期に完成させなければならない工事を想定しており、4週8休以上の現場閉所が困難であることから対象外としています。

対象外の例）学校の夏休みの期間中に施工が限定される工事、居ながら改修工事など

Q 20. 第3条の対象外工事として発注した場合でも、受注者が週休2日工事实施の希望した場合、対象工事とすることはできますか。

A 20. 対象外として発注された工事であっても、受発注者の協議により、月単位の週休2日工事に取り組むことが可能です。

受注者は、受注した対象外工事で、週休2日工事の取組の実施を希望する場合は、実施要領に基づき、必ず施工計画書提出前に監督員に協議を行ってください。

※希望して取り組んだにもかかわらず、未達成となった場合は、達成状況により増額変更は行いますが、加点は「月単位」が前提ですので、加点評価は行いません。

【実施要領第4条（受注者及び監督員の取組内容）関係】

Q 21. やむを得ない理由で休日(現場閉所日)と定めた日に作業を行う場合は、休日（現場閉所日）を別日に振替てもよいですか？

A 21. 振替現場閉所日を設定して、**休日等取得実績表(参考様式)**の振替理由記入欄に振替前及び振替後の日を記載し、現場完了日後に提出してください。

なお、振替現場閉所日については、達成状況を考慮して設定していただくようお願いいたします。

Q 22. 同一現場における分離発注の場合、建築・電気・機械、それぞれが週休2日を達成すればよいですか？

A 22. 分離発注の場合、発注工事単位で1日を通して現場作業を行わない「現場休息」であれば、建築、電気、機械それぞれの現場閉所（現場休息）率によって達成とみなすことができます。

Q 23. 現場閉所を予定としていた日に、大雨や地震などの対応で、発注者より現場での作業を指示された場合の現場閉所日の扱いはどうなりますか？

A 23. 災害時の緊急要請などやむを得ない事情について現場閉所日として認めるかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとしています。

受発注者間の協議により、受注者の責によらない事由と認められた場合は、週休2日の対象日から除きます。従って、振替日の設定は不要です。ただし、作業が発生した事由を速やかに発注者に報告してください。

【実施要領第5条（実施状況の確認）関係】

Q 24. 現場閉所（現場休息）はどのように確認するのですか？

A 24. 「休日等取得実績表」（参考様式）に休日の取得実績を記入し、**現場完了日後に工事打合せ簿**に併せて発注者に提出していただくとともに、**必要に応じて取得実績が確認できる書類（工事日誌等）**の提示を求め休日の整合性などの確認を行います。

Q 25. 休日（現場閉所日）が偏った場合や一定時期にまとめて休んだ場合は、補正の対象とみることができますか？

A 25. 「通期の週休2日工事」においては、対象期間内を通して、現場閉所（現場休息）率を「 $\text{現場閉所日} \div \text{対象期間} = 28.5\% \text{以上}$ 」としており、「月単位の週休2日工事」においては、対象期間内の全ての月で4週8休以上（28.5%以上）を達成すれば、補正の対象となります。ただし、制度の趣旨を踏まえ、ワークライフバランスを考慮した休日を確保していただくようお願いいたします。

【実施要領第6条（積算方法等）関係】

※Q 26 及びQ 27 は、農林土木工事のうち森林整備保全事業のみ対象

Q 26. 週休2日を達成するためにプレキャスト製品等を使用した場合は、設計変更（増額）の対象となりますか？

A 26. 休日設けるための現場での工夫や調整等に対して単価の割増補正をしているため、週休2日を達成するための工法変更や資材変更による増額については、設計変更の対象にはなりません。

Q 27. 工場製作期間は対象期間に含まれていませんが、週休2日工事の補正は行うのですか？

A 27. 工場製作は週休2日工事の補正を行いません。

【実施要領第8条（工期の変更）関係】

Q 28. 週休2日の工期設定として、通常より工期を長く取る必要がありますか？

A 28. 積算基準により算定した工期は、「4週8休以上」対応となっているため、改めて工期を長く設定する必要はありません。

ただし、工程の設定については、実態に即した適正な工期設定が必要になります。

Q 29. 週休2日に取り組むことで工事を進めていましたが、結果的に予定工期で竣工できない場合、工期を延長することは可能ですか？

A 29. 工期の延長を請求できるのは、会津若松市請負契約約款第21条「受注者の責めに帰すことができない事由」が生じた場合に限りされているため、週休2日の確保を目的とした工期延長は認めません。

ただし、それ以外の要因が明らかである場合は、受発注者協議により必要に応じ工期延期等の対応を検討します。

Q 30. 受注者の責に帰さない理由により工程が遅れて、週休2日を達成することが困難になった場合は、工期の延長が認められますか？

A 30. 受注者の責に帰さない理由により、週休2日を実施しつつ工期内完成が困難な場合等については、受発注者協議により必要に応じ工期延期等の対応を検討します。

Q 31. 当初、土日閉所で週休2日を行っていましたが、工事終盤に降雨、降雪等により作業不能日が続いた場合は、工期の延長は認められますか？

A 31. 通常想定される気象条件による作業不能日は、不稼働日として工期に含まれているため、工期の延長は認められません。天候不良の日が例年より著しく長いと判断される場合は、受発注者協議により必要に応じ工期延期等の対応を検討します。

ただし、暴風、豪雨、洪水、地震その他自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰することができない事象が発生し、施工ができないと認められる場合は、中止することで工期の延長が認められます。

Q 32. 現場完了後、週休2日対応の設計変更に期間を要しますが、その場合、工期延長は可能ですか？

- A 32. 週休2日対応の設計変更は、その期間も含めての工期となるため、工期の延長は認められません。変更契約期間を考慮して、「休日等取得計画表」（参考様式）により4週8休以上を確保できるよう計画を立ててください。

【実施要領第9条（工事成績評定への反映）関係】

- Q 33. 結果的に4週8休以上が確保出来なかった場合のペナルティーはありますか？
- A 33. 入札公告等により、初めから週休2日に取り組む工事と分かった上で受注しているため、結果的に受注者の責により4週8休以上を確保できなかった場合は、工事成績評定において減点します。
- ただし、令和9年3月31日までの間に限り減点措置は行いません。
- また、農林土木工事のうち森林整備保全事業においては、「月単位の4週8休以上」の達成を前提として補正係数を各経費に乗じて予定価格を算出していますので、「月単位」の週休2日が未達成の場合は、4週8の補正分を減額変更します。

- Q 34. どのような場合に工事成績評定で評価するのですか。
- A 34. 対象期間内全ての月において、4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）の現場閉所を行ったと認められた場合のみ工事成績評定で評価します。

【実施要領第10条（その他）関係】

- Q 35. 週休2日に関する協議はどのように行えばよいですか？
- A 35. 工事着手前に監督職員と達成条件や達成するための工程上の工夫等について十分に打ち合わせを行ってください。また工期途中で疑義等が生じた場合には、その都度監督職員と行い、全て工事打ち合わせ簿で記録してください。